

令和5年度  
戸田市立美女木小学校PTA  
総会資料



令和5年5月15日(月)

戸田市立美女木小学校

〒335-0031 戸田市美女木2丁目33番1号

電話:048-421-1037 FAX:048-422-6098

美女木小学校PTA HP: <https://bijyogi-e.todashi-pta.jp>

E-mail : [bijyogi-e@toda-c.ed.jp](mailto:bijyogi-e@toda-c.ed.jp)

URL : <http://www.toda-c.ed.jp/bijyogi-e/>

# 総 会 次 第

1 ごあいさつ

2 議 事

- (1) 令和4年度 事業報告
- (2) 令和4年度 決算報告・監査報告
- (3) 会則の改正（案）
- (4) 令和5年度 PTAサポーター（案）
- (5) 令和5年度 事業計画（案）
- (6) 令和5年年度 予算（案）

3 PTA宣言

（参考資料）

○戸田市立美女木小学校PTA会則

※個人情報保護等により本冊子の取り扱いにご注意ください。

## ごあいさつ

美女木小学校 PTA  
会長 渡邊 広将

日頃より会員の皆様には、PTA 活動にご理解、ご協力頂きありがとうございます。長かったコロナ禍の活動自粛、今年度はいよいよ学校行事が通常に動き出そうとしています。これに伴い、美女木小 PTA も本格的に活動を再開します。「Hi!」のアプリによるボランティア制の活動を美女木小 PTA から発信していきますので、是非ともご協力、ご参加お願い致します。

そして今年度からは正式に会費を原則0円、役員名称も美女木小サポーター（会則参照）とし、心機一転活動していきます。

今後とも、美女木小学校 PTA の活動が子供ファーストの意味ある活動であるよう、サポーター一同尽力いたしますので、宜しくお願い致します。

戸田市立美女木小学校  
校長 田野 正毅

この度は、美女木小学校 P T A 会長 渡邊 広将 様をはじめ関係の皆様のお力により、令和5年度定期総会の準備が整いましたことに心よりお祝い申し上げます。引き続き、書面での総会ではありますが、本総会により、美女木小学校の P T A 活動が、全ての皆さんに有益なものとなり、お子様の豊かで楽しい学校生活の実現の支えになることを心より御期待申し上げます。

なお、本年度も学校の教育活動や子供たちの様子を、学校運営協議会による「地域とともにある学校」の方針のもと、フェイスブックやインスタグラム、ホーム&スクール等を活用し、タイムリーに共有してまいります。また、「令和の日本型学校教育」の実現を目指し、一人一台の端末を活用した「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一層の充実を図ってまいります。

ぜひ、これからの美女木小学校の教育活動に、これまでと変わらぬ御理解と御支援を賜ればと存じます。どうぞ、よろしく願いいたします。

議事 (1) 令和4年度 事業報告

月	日	曜日	会議・行事名	場所
4	8	木	美女木小学校第43回入学式	美女木小学校
	18	金	三役会	美女木小学校
	26	火	市P連新旧会長会	戸田市教育センター
5	2	月	総会資料印刷・製本	美女木小学校
	9	月	美女木小学校PTA総会(書面)	美女木小学校
	13	金	三役会	美女木小学校
	18	月	学校運営協議会	美女木小学校
	28	土	美女木小学校第43回運動会	美女木小学校
6	7	火	市P連新旧理事会	戸田市教育センター
	17	金	市P連総会	戸田市文化会館
	18	土	三役会	OHANA
	25	土	学校運営協議会	美女木小学校
7	14	木	市P連 会長会	戸田市教育センター
	22	金	三役会	笹目コミュニティセンター
8	23	火	美女木小対話の会	美女木小学校
			三役会	美女木小学校
			市P連 会長会	教育センター
9	15	木	市P連 会長会	新曽福祉センター
	30	金	中間会計監査	美女木小学校
10	17	月	三役会	戸田市教育センター
	19	水	市P連 会長会	新曽福祉センター
	29	土	学校運営協議会	美女木小学校
11	10	火	市P連 会長会	新曽福祉センター
	23	水	市P連 本部役員交流会	戸田市スポーツセンター
	28	月	三役会	美女木小学校
12	11	日	市P連 バス研修会	茨木県
	21	水	三役会	美女木小学校
1	11	水	学校運営協議会・学校応援団合同研修会	ZOOM ミーティング
	17	火	市P連 会長会	新曽福祉センター
	19	木	戸田市スクールガードリーダー講習会	教育センター
	20	金	学校運営協議会	美女木小学校
	24	火	三役会	美女木小学校
2	17	金	三役会	美女木小学校
	20	月	市P連 会長会	新曽福祉センター
3	10	金	学校運営協議会	美女木小学校
	16	木	三役会	美女木小学校
	20	月	令和4年度 会計監査	美女木小学校
	22	火	美女木小学校第43回卒業式	美女木小学校

## 議事 (2) 令和4年度 決算報告・監査報告

### 令和4年度 戸田市立美女木小学校PTA会計 決算報告書

自 令和4年4月1日 ~ 至 令和5年3月31日

#### <収入の部>

(単位：円)

項目	予算額	決算額	増・減△	摘要
会費	0	0	0	(125×12)×(会員世帯数+職員数)
補助金	373,640	373,640	0	122,000+(360×児童数)
雑収入	5,000	2	△4,998	預金利息
繰越金	273,625	273,625	0	繰越金
収入合計	652,265	647,267	△4,998	

#### <支出の部>

(単位：円)

項目	予算額	決算額	増・減△	摘要
運営委員会費	50,000	47,110	△2,890	謝礼代
消耗品費	10,000	3,458	△6,542	お茶代
備品購入費	1,000	65,891	64,891	USB代、パソコン代、パソコンケース代等
印刷製本費	13,000	12,386	△614	印刷用紙代、印刷機整備代(学校へ)
渉外費	6,000	5,110	△890	懇親会代
弔事費	20,000	0	△20,000	
活動費	50,000	5,624	△44,376	ベルマーク活動代
各種補助費	130,000	126,169	△3,831	卒業祝品代
研修視察費	0	0	0	
各種団体会費負担費	50,000	41,748	△8,252	市P連行事費負担金
障害・賠償保険	220,000	66,520	△153,480	県PTA連合会保険料
会費返金	0	0	0	
予備費	102,265	0	△102,265	
支出合計	652,265	374,016	△278,249	

#### <残高の部>

収入の部	支出の部	差引残高	摘要
647,267	374,016	273,251	

#### <現預金の部>

現金の部	積立金合計	現預金合計	摘要
273,251	1,399,567	1,672,818	ゆうちょ銀行

令和4年度の会計決算報告を上記の通りいたします。

令和5年3月31日 戸田市立美女木小学校PTA 会長 渡邊 広将

令和4年度の会計監査の結果、上記の通り相違ないことを認めます。

令和5年3月31日 戸田市立美女木小学校PTA 会計監査 清水 正道

戸田市立美女木小学校PTA 会計監査 綿谷 亜紀

## 議事（3） 会則の改正（案）

現行の会則を改正し、以下の通り会則を制定する。

※ \_\_\_\_\_ 部分は主な変更点

### 戸田市立美女木小学校PTA会則（案）

#### 第1章 総則

（名称及び住所）

第1条 この会の名称を「戸田市立美女木小学校PTA会」とし、事務所を戸田市立美女木小学校（戸田市美女木2丁目33番1号）におく。

（目的）

第2条 この会は、保護者と教職員が協力し、学校生活における児童の安全確保と学校行事が円滑に運営されるよう補助すると共に、会員相互の親睦と情報の交流を図ることを目的とする。

（活動方針）

第3条 この会は、次の方針に従って活動する。

- 1 児童・青少年の教育並びに福祉のために活動する他の団体及び機関と協力する。
- 2 公教育を本旨としない活動を目的とする他の団体との関係は持たない。
- 3 学校及び教育関係者と教育問題について討議し、意見の交換及び参考資料の提供等を行うが、学校運営には干渉しない。

（事業）

第4条 この会は、第2条の目的を達成するため次の事業を行う。

- 1 家庭と学校との緊密な連絡や連携を取り、より良い環境づくりを目指す事業。
- 2 児童の安全に必要な事業。
- 3 学校行事における環境、整備の充実。
- 4 児童及び会員の福利厚生のための助成。
- 5 児童及び会員の弔事。
- 6 その他、この会の目的達成に必要な事業。

#### 第2章 会員

（会員）

第5条 この会の会員は、本校に在籍する児童の保護者及び本校職員に勤務する教職員のうちこの会の目的や趣旨に賛同し、入会を希望する者とする。

（入退会）

第6条 この会への入会及び退会は任意であり、以下とする。

- 1 入会は世帯単位とする。
- 2 入会の意思確認は、入学又は転入時に、入会確認書にて行う。
- 3 原則、卒業時又は転出時に自動退会とする。但し、弟妹が在籍の場合は弟妹の卒業を以て自動退会とする。
- 4 途中退会を希望する場合は、退会届を提出する。

- 5 再入会を希望する場合は、入会届を提出する。
- 6 教職員の入退会は、本条第4及び5項と同様とする。

### 第3章 サポーター等（これまで役員としてきた名称をサポーターに改正）

#### （サポーター及びサポーターの職務）

第7条 この会に次のサポーターをおく。

会長 1名 副会長 若干名（内1名は教頭） 会計 数名 会計監査 2名

#### （サポーターの選出）

第8条 サポーターの選出方法は次の通りとする。

会長・副会長・会計・会計監査の選出は、会員からの立候補又は推薦等により、サポーター会議にて候補者を選考し総会において決定する。

但し、年度途中に欠員が生じた場合は、サポーター会議の決定を経て選任する。

#### （サポーターの増員）

第9条 会長が必要と認めた場合には、副会長、会計若干名を増員できる。

なお、選出方法は前条に準ずる。

#### （サポーターの任期）

第10条 サポーターの任期は1年とする。但し、再任は妨げない。

#### （顧問）

第11条 この会には、顧問をおくことができる。

#### （顧問への委嘱）

第12条 顧問は、サポーター会議の同意を経て会長が委嘱する。

### 第4章 会 議

#### （会議の種類）

第13条 この会の会議は、総会（定期総会・臨時総会）、サポーター会議とし、会長が招集する。

なお、災害時や緊急時の総会、サポーター会議の開催方法は、会長が決定する。

#### （総会の開催）

第14条 定期総会は、毎年5月末日までに開催する。但し会員の3分の1以上の要求ある時、又は会長が必要と認めた時は、臨時総会を開催することができる。

#### （総会の議決事項）

第15条 総会は次の事項を行う。

- 1 事業報告及び決算報告の承認。
- 2 新年度事業計画案、予算案の審議並びに承認。
- 3 新年度サポーターの承認並びに就任報告。
- 4 会則の改廃。
- 5 その他必要事項の審議決定。

(総会の議決)

第16条 総会は、会員の過半数をもって議決する。但し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

(役員会)

第17条 サポーター会議は、会長、副会長、会計をもって構成する。

(サポーター会議の決定事項)

第18条 サポーター会議は、以下の事項について協議決定することができる。

- 1 総会において議決された事項の執行。なお、緊急を要する事項が生じた場合は、総会の議決を経ないで処理することができる。但し、次期総会で報告しなければならない。
- 2 総会に提出する報告書及び議案の審議。
- 3 この会の運営全般。
- 4 特別委員会の設置。
- 5 会員からの要望や提案。

## 第5章 運営

(運営)

第19条 この会の活動は、原則、総会又は役員会にて承認又は決定された事項に基づき、サポーターを中心に運営し、その都度会員からの協力を募るボランティア制で活動を行う。

## 第6章 会計

第20条 この会の経費は戸田市の助成金をもって充てる。

- 1 会費は原則0円とする。  
但し、臨時に支出が見込まれる年度は総会にて審議し徴収する。(年間、数百円程度)
- 2 経費が多く必要となるイベントは参加される会員から参加費として徴収する。

(会計年度)

第21条 この会の会計年度は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

## 第7章 個人情報保護

(個人情報保護)

第22条 サポーター等は、個人情報保護法に則り、事業活動上、知り得た個人情報の保護に万全を期するものとし、その秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

- 1 会員の個人情報は、この会の事業活動に必要な場合に限り、取得・利用する。
- 2 取得した個人情報は、副会長が適正に管理する。
- 3 サポーター等は、職務を遂行するために個人情報を利用する場合は、適正に管理、使用する。
- 4 会員から個人情報の訂正及び削除が求められた場合はこれに応じる。
- 5 副会長は、不要となった個人情報を適正かつ速やかに廃棄する。

## 第 8 章 雑 則

(弔事)

第 23 条 会員の弔事は、次の通りとする。

会員の死亡 5,000 円

在学児童の死亡 5,000 円

(細則)

第 24 条 この会に必要な細則は、役員会の協議を経て別に定める事ができる。

## 第 9 章 会則の実施

第 25 条 会則の適用年月日及び改正実施。

本会則は、令和 5 年 5 月 1 日から、施行する。

## 議事 (4) 令和 5 年度 PTA サポーター (案)

顧問	田野 正毅	
会長	渡邊 広将	
副会長	安藤 亮	北村 優子
	田口 裕香	小澤 絵美
	峰岸 智美	勝俣 武俊
会計	田口 玲美	屋舗 緩子
会計監査	清水 惟香	市原 知里

議事 (5) 令和5年度 事業計画 (案)

月	美女木小 PTA	市 P 連 (戸田市 PTA 連合会)
4	美女木小学校第44回入学式 サポーター会議	新旧会長会
5	美女木小学校 PTA 総会 (書面総会) サポーター会議 学校運営協議会	新旧理事会 市 P 連総会
6	サポーター会議 学校運営協議会	会長会
7	サポーター会議	会長会
9	サポーター会議 中間会計監査 学校運営協議会	会長会
10	サポーター会議	会長会
11	学校運営協議会	会長会 市 P 連本部役員交流会
12	サポーター会議	会長会
1	サポーター会議 新入生保護者説明会	会長会
2	サポーター会議 学校運営協議会	会長会
3	令和5年度会計監査 新旧サポーター会議 美女木小学校第44回卒業証書授与式 学校運営協議会	会長会

## 議事 (6) 令和5年度 予算 (案)

令和5年度 戸田市立美女木小学校PTA会計予算 (案)

自 令和5年4月1日 ~ 至 令和6年3月31日

<収入の部>

(単位：円)

項目	5年度予算額	摘要
会費	0	
補助金	364,640	122,000+(360×児童数)
雑収入	1,000	預金利息等
繰越金	273,251	繰越金
収入合計	638,891	

会員世帯数:411,職員数30,児童数674

<支出の部>

(単位：円)

項目	5年度予算額	摘要
運営委員会費	50,000	会議費、謝礼代等
消耗品費	10,000	文具代、お茶代等
備品購入費	1,000	USB代等
印刷製本費	13,000	印刷用紙代、印刷機整備代(学校へ)
渉外費	8,000	地域団体等行事協力費
弔事費	20,000	香典(規定に基づく)
活動費	50,000	ベルマーク活動代等
各種補助費	130,000	卒業祝品代
研修視察費	5,000	市P連行事参加補助
各種団体会費負担費	50,000	市P連行事費負担金
障害・賠償保険	70,000	PTA連合会保険料
会費返金	0	転出分返金
予備費	231,891	活動費の補填等
支出合計	638,891	

# 戸田市立美女木小学校PTA会則

## 第1章 総則

(名称及び住所)

第1条 この会の名称を「戸田市立美女木小学校PTA会」とし、事務所を戸田市立美女木小学校（戸田市美女木2丁目33番1号）におく。

(目的)

第2条 この会は、父母と教師が協力し、学校生活における児童の安全確保と学校行事が円滑に運営されるよう補助すると共に、会員相互の親睦と情報の交流を図ることを目的とする。

(活動方針)

第3条 この会は、公教育を本旨とする民主団体として、次の方針に従って活動する。

- 1 児童・青少年の教育並びに福祉のために活動する他の団体及び機関と協力する。
- 2 公教育を本旨としない活動を目的とする他の団体との関係は持たない。
- 3 学校及び教育関係者と教育問題について討議し、意見の具申及び参考資料の提供等を行うが、学校運営には干渉しない。

(事業)

第4条 この会は、第2条の目的を達成するため次の事業を行う。

- 1 家庭と学校との緊密な連絡や連携を取り、より良い環境づくりを目指す事業。
- 2 児童の安全に必要な事業。
- 3 学校行事における環境、整備の充実。
- 4 児童及び会員の福利厚生のための助成。
- 5 児童及び会員の弔事。
- 6 その他、この会の目的達成に必要な事業。

## 第2章 会員

(会員)

第5条 この会の会員は、本校に在籍する児童の父母又はこれに代わる者及び本校職員のうち、この会の目的や趣旨に賛同し、入会を希望する者とする。但し、その目的や趣旨から全ての児童の父母及び職員の入会が望ましい。

(入退会)

第6条 この会への入会及び退会は任意であり、以下とする。

- 1 入会は世帯単位とする。
- 2 入会の意思確認は、入学又は転入時に、入会確認書にて行う。
- 3 原則、卒業時又は転出時に自動退会とする。但し、弟妹が在籍の場合は弟妹の卒業を以て自動退会とする。
- 4 途中退会を希望する場合は、退会届を提出する。
- 5 再入会を希望する場合は、入会届を提出する。
- 6 職員の入退会は、本条第4及び5項と同様とする。

## 第 3 章 役員等

(役員及び役員の職務)

第 7 条 この会に次の役員をおく。

- 1 会長 1名 この会を代表し、会務を掌握する。
- 2 副会長 4名 (内1名は教頭)  
会長を補佐し、会長に事故がある場合はその職務を代行する。
- 3 会計 1名 この会の会計事務を処理する。
- 4 書記 1名 議事の記録、またこの会の活動を周知する。
- 5 会計監査 2名 この会の会計を監査する。

(役員を選出)

第 8 条 役員を選出方法は次の通りとする。

会長・副会長・会計・書記・会計監査の選出は、会員からの立候補又は推薦等により役員会にて候補者を選考し総会において決定する。但し、年度途中で欠員が生じた場合は、役員会の決定を経て選任する。

(役員の増員)

第9条 会長が必要と認めた場合には、副会長、会計及び書記若干名を増員できる。

なお、選出方法は前条に準ずる。

(役員任期)

第10条 役員任期は1年とする。但し、再任は妨げない。

(顧問)

第11条 この会には、顧問をおくことができる。

(顧問への委嘱)

第12条 顧問は、役員会の同意を経て会長が委嘱する。

## 第 4 章 会 議

(会議の種類)

第13条 この会の会議は、総会(定期総会・臨時総会)、役員会とし、会長が招集する。

なお、災害時や緊急時の総会、役員会の開催方法は、会長が決定する。

(総会の開催)

第14条 定期総会は、毎年5月末日までに開催する。但し会員の3分の1以上の要求ある時、又は会長が必要と認めた時は、臨時総会を開催することができる。

(総会の議決事項)

第15条 総会は次の事項を行う。

- 1 事業報告及び決算報告の承認。
- 2 新年度事業計画案、予算案の審議並びに承認。
- 3 新年度役員承認並びに就任報告。
- 4 会則の改廃。
- 5 その他必要事項の審議決定。

(総会の議決)

第16条 総会は、出席者の過半数をもって議決する。但し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

(役員会)

第17条 役員会は、会長、副会長、会計、書記をもって構成する。

(役員会の決定事項)

第18条 役員会は、以下の事項について協議決定することができる。

- 1 総会において議決された事項の執行。なお、緊急を要する事項が生じた場合は、総会の議決を経ないで処理することができる。但し、次期総会で報告しなければならない。
- 2 総会に提出する報告書及び議案の審議。
- 3 この会の運営全般。
- 4 特別委員会の設置。
- 5 会員からの要望や提案。

## 第5章 運 営

(運営)

第19条 この会の活動は、原則、総会又は役員会にて承認又は決定された事項に基づき、役員を中心に運営し、その都度会員からの協力を募るエントリー制で活動を行う。

## 第6章 会 計

(会費)

第20条 会員は、定められた会費を納めなければならない。

- 1 会費は、会員1人年1500円とする。
- 2 会費は、6月上旬までに1年分を一括して納入する。
- 3 転入者は、入会した月から3月までを月割り(月額125円)で計算し一括して納入する。
- 4 転出者は、転出の翌月分から会費は不要とし、納入残金を返金する。
- 5 途中退会した場合、納入済の会費は返金しない。
- 6 会費は、役員会の決定を経て減免することができる。

(会計年度)

第21条 この会の会計年度は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

## 第7章 個人情報保護

(個人情報保護)

第22条 役員等は、個人情報保護法に則り、事業活動上、知り得た個人情報の保護に万全を期するものとし、その秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

- 1 会員の個人情報は、この会の事業活動に必要な場合に限り、取得・利用する。
- 2 取得した個人情報は、副会長が適正に管理する。
- 3 役員等は、職務を遂行するために個人情報を利用する場合は、適正に管理、使用する。
- 4 会員から個人情報の訂正及び削除が求められた場合はこれに応じる。
- 5 副会長は、不要となった個人情報を適正かつ速やかに廃棄する。

## 第 8 章 雑 則

### (弔事)

第 23 条 会員の弔事は、次の通りとする。

会員の死亡 5,000 円

在学児童の死亡 5,000 円

### (細則)

第 24 条 この会に必要な細則は、役員会の協議を経て別に定める事ができる。

## 第 9 章 会則の実施

第 25 条 会則の適用年月日及び改正実施。

本会則は、令和 2 年 5 月 1 日から、施行する。

# P T A 宣 言

## 1 たくましい子どもに育てよう

心身ともに、たくましい子どもになって欲しいと願い、  
そのための努力をおしみなく続けることは、父母の努めであり、  
教師の仕事である。

明るく豊かな民主国家のよき形成者として、未来を築く、  
たくましい子どもを育てよう。

## 1 子どもを事故・災害から守ろう

交通事故、誘拐、その他あらゆる災害、事故の要素が、  
子どものまわりをとりまき、その機をうかがっている。  
なお一層、安全指導を進め、父母、教師が手を取り、  
災害事故防止対策を強化しよう。

## 1 集会活動に参加し、資質を高めよう

地域、父母、教師が真に一体になったときこそ、  
理想的な教育が実践される。

授業参観、家庭教育学級、P T A活動、支部活動等に積極的に  
参加し、話し合いを深め、教育の理解と認識を高め、望ましい  
教育の実現の一翼をになおう。